

民法改正がシステム開発関連契約に与える影響

～ 施行日までに、「いつ」「何を」やらなければいけないのか
大規模システム開発の経験を豊富に持つ弁護士が解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2018年 3月 26日(月) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

民法改正案が成立し、実に120年ぶりの改正が実施されます。それに伴い、システム開発関連の実務にも大きな影響を与えることとなります。本セミナーでは、施行日までの2年強というタイムスケジュールの中で、契約担当者やPMは、いつ、何をやらなければいけないのか、特にいつ、どのように契約書を変えるべきかを、実際に大規模システム開発の経験を有している弁護士が、契約実務に携わっている方等を対象として解説を致します。また、民法改正の影響にとどまらず、そもそもの契約毎のポイントについて説明します。

講師 KOWA法律事務所 弁護士 池田 聡 氏

講師紹介 1989年日本興業銀行(現みずほ銀行)入行、システム部門、業務企画部門、業務監査部門、営業店長を経験後、都内中堅法律事務所を経て、2014年KOWA法律事務所を開設、現在に至る

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	37,800円(本体価格 35,000円)	一般	41,040円(本体価格 38,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

173066-0303 民法改正がシステム開発関連契約に与える影響

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1 民法改正概論

- (1) 改正に至る経緯—120年ぶりの大改正
- (2) 民法改正のポイント—改正でここが変わる!

2 システム開発関連契約に影響を与える改正

- (1) 契約の成立
 - ・申込と承諾
- (2) 契約当事者の変更
 - ・債権譲渡
 - ・契約上の地位の移転
- (3) 契約が守られないとき
 - ・契約不適合責任
 - ・解除
 - ・損害賠償
- (4) 解除の後処理(報酬等の扱い)
 - ・請負の場合
 - ・準委任の場合
- (5) 新たな契約形態
 - ・定型約款
 - ・成果物完成型の準委任契約
- (6) 紛争に備えた予備知識
 - ・時効
 - ・法定利率

3 システム開発現場に与える影響

- (1) 契約内容の明確化
- (2) ドキュメントの保存期間

4 システム開発関連契約の要点と民法改正に伴う変更すべき事項

- (1) システム開発委託契約
- (2) コンサルティング業務委託契約
- (3) システム運用・保守契約
- (4) ソフトウェア使用許諾契約

5 いつ契約書を変えるべきか

- (1) 経過措置の概要
- (2) 契約種類別の対応タイミング—これからのタイムスケジュール

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。